

○八王子駅北口地下自由通路広告板に掲載する広告の取扱いに関する要綱（平成17年3月1日施行）

平成17年3月1日施行

改正 平成17年8月1日 平成18年12月1日  
平成19年10月1日 平成21年4月1日  
令和3年(2021年)4月1日 令和5年(2023年)2月15日  
令和6年(2024年)7月16日

（目的）

第1条 この要綱は、八王子駅北口地下自由通路の広告板に掲載する広告の適正な取り扱いについて必要な事項を定め、併せて自由通路内の明るい雰囲気の創出と自主財源の確保を図ることを目的とする。

（掲載の範囲及び広告取扱基準）

第2条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 八王子駅北口地下自由通路の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

2 掲載できる広告の取扱基準は、「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱基準」に準じるものとする。

（広告掲載位置）

第3条 広告の掲載位置は、八王子駅北口地下自由通路内に設置された広告板の申込者の希望を踏まえて市長が指定する位置とする。

（広告掲載期間）

第4条 広告を掲載する期間は、市長が定めた1月を単位とした期間（以下「広告掲載期間」という。）とする。

（広告掲載面積及び広告掲載料）

第5条 広告掲載面積及び広告掲載料は、別表第1のとおりとする。

（広告の施工基準）

第6条 削除

（広告の募集）

第7条 市長は、掲載状況に応じ、ホームページ等により随時募集できるものとし、先着順で受け付ける。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 広告掲載期間内に複数の広告を作成し順次掲載しようとする場合は、申込み時に年間の掲載予定を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条第1項の申込書を受理したときは、第2条に基づき掲載の可否を決定するものとする。この場合において、同一広告掲載位置に二つ以上の申込みがある場合は、抽選により決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、広告の掲載を決定したときは広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告の非掲載を決定したときは広告非掲載決定通知書(第3号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告選定委員会)

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づき掲載の可否を決定するに当たり、疑義が生じたときの掲載の可否を審査するために広告選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員長は道路交通部交通事業課長とする。

3 委員会の委員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第11条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(広告掲載の継続)

第12条 広告掲載継続希望者は、掲載期間終了日の1月前までに、広告掲載継続申込書(第4号様式)により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、広告掲載継続を決定したときは広告掲載継続決定通知書(第5号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 第9条第2項の規定により広告掲載決定通知書を受けた者又は第12条第2項の規定により広告掲載継続決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、納入通知書により広告掲載料を前納するものとする。ただし、市長は、広告掲載期間が会計年度を超えるときは、納付すべき金額及び納付期限を別に指定して納付させることができる。

(広告主の責任及び経費負担)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告板への広告掲載及び撤去作業については、広告主の責任において行うものとし、掲載期間終了後は広告板を原状回復するものとする。

3 広告の制作、施工、撤去に関わる経費は、広告主の負担とする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第15条 広告主は、広告を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(広告の変更)

第16条 広告掲載期間中に広告の差し替え又は変更が生じた場合は、変更届出書(第6号様式)に広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、広告掲載上支障があるとき又は広告主が市長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第18条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、広告掲載料を還付することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱」を準用し、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)7月16日から施行する。

別表第1（第5条関係）

広告掲載面積及び広告掲載料

	広告板の形態	広告板の数	広告掲載面積	広告掲載料
1	内照透過性フィルム方式①	4箇所 (A～D)	1.77㎡ 縦1,060mm×横1,670mm	20,000円/月 (消費税総額表示)
2	内照透過性フィルム方式②	4箇所 (E～H)	1.50㎡ 縦1,456mm×横1,030mm	20,000円/月 (消費税総額表示)
3	上部照明ポスター 掲示方式①	6箇所 (No.1～6)	0.65㎡ 縦980mm×横660mm×奥行90mm	3,000円/月 (消費税総額表示)
4	上部照明ポスター 掲示方式②	10箇所 (No.7～16)	0.69㎡ 縦950mm×横730mm×奥行90mm	3,000円/月 (消費税総額表示)

別表第2（第6条関係） 削除

別表第3（第10条関係）

広告選定委員会委員

- 委員長 道路交通部 交通事業課長
- 委員 市長公室 広報プロモーション課長
- 委員 総務部 法制課長
- 委員 財政部 財政課長
- 委員 産業振興部 産業振興推進課長
- 委員 道路交通部 路政課長
- 委員 道路交通部 管理課長

第1号様式(第8条関係)

広告掲載申込書

年 月 日

八王子市長 殿

申込者  
住所(所在地)

氏名(名称)

担当者名

電話番号

八王子駅北口地下自由通路広告板に掲載する広告の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、広告の原稿を添えて下記のとおり申込みます。また、社会的に指摘されている問題を抱えている団体ではないことについて、別表のとおり宣誓し、及びこの申込みに必要な市税納付状況調査に同意します。

記

1 広告の内容 \_\_\_\_\_  
※募集・告知する内容が分かるように記載して下さい。

2 掲載希望位置

- (1) 内照透過性フィルム方式① \_\_\_\_\_ (A~D)  
(2) 内照透過性フィルム方式② \_\_\_\_\_ (E~H)  
(3) 上部照明ポスター掲示方式① \_\_\_\_\_ 番(No.1~6)  
(4) 上部照明ポスター掲示方式② \_\_\_\_\_ 番(No.7~16)

3 掲載期間  
\_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_年 月 日 まで

4 広告掲載料の納付  
広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として \_\_\_\_\_円 を納付します。

添付書類	<input type="checkbox"/> 広告原稿(データ提出可) <input type="checkbox"/> 納税証明書(市民税のみ直近1年度分) ※八王子市において市税納付状況の確認が取れない申込者のみ
------	--

別表

宣誓者の 申請事項等	<p><input type="checkbox"/> 公序良俗に反する若しくは、社会的に指摘されている問題を抱えている団体ではなく、また、これらの団体との関係を有しているものではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記誓約に反することが明らかになった場合は、許可・承認を取り消されても異議なく承諾いたします。また、これにより不利益が生じても市に責任を求めることはいたしません。</p>
---------------	--

第2号様式(第9条関係)

年 月 日

様

八王子市長

広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みいただきました八王子駅北口地下自由通路広告板への広告掲載について、下記のとおり掲載することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 広告の内容

2 掲載位置

3 掲載期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 広告掲載料

金 円

5 広告掲載料の納付

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所で納付してください。

〔広告板使用に当たっての注意事項〕

広告を掲載又は撤去するときは、駐車場管理センターにこの通知書(写し可)を提示し、鍵を借りてください。掲載期間終了後は速やかに広告を撤去し、広告板を原状回復してください。

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

様

八王子市長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みいただきました八王子駅北口地下自由通路広告板への広告掲載について、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 申込まれた広告の内容

2 非掲載の理由



第4号様式(第12条関係)

広告掲載継続申込書

年 月 日

八王子市長 殿

申込者  
住所(所在地)  
  
氏名(名称)  
  
担当者名  
  
電話番号

八王子駅北口地下自由通路広告板に掲載する広告の取扱いに関する要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。なお、社会的に指摘されている問題を抱えている団体ではないことについて、別表のとおり宣誓し、及びこの申込みに必要な市税納付状況調査に同意します。

記

1 広告の内容 \_\_\_\_\_  
※募集・告知する内容が分かるように記載して下さい。

2 掲載希望位置

- (1) 内照透過性フィルム方式① \_\_\_\_\_ (A~D)  
(2) 内照透過性フィルム方式② \_\_\_\_\_ (E~H)  
(3) 上部照明ポスター掲示方式① \_\_\_\_\_ 番  
(4) 上部照明ポスター掲示方式② \_\_\_\_\_ 番

3 掲載期間

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 から \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 まで

4 広告掲載料の納付

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として \_\_\_\_\_ 円 を納付します。

添付書類	<input type="checkbox"/> 広告原稿(データ提出可) <input type="checkbox"/> 納税証明書(市民税のみ直近1年度分) ※八王子市において市税納付状況の確認が取れない申込者のみ
------	--

別表

宣誓者の 申請事項等	<p><input type="checkbox"/> 公序良俗に反する若しくは、社会的に指摘されている問題を抱えている団体ではなく、また、これらの団体との関係を有しているものではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記誓約に反することが明らかになった場合は、許可・承認を取り消されても異議なく承諾いたします。また、これにより不利益が生じても市に責任を求めることはいたしません。</p>
---------------	--

第5号様式(第12条関係)

年 月 日

様

八王子市長

広告掲載継続決定通知書

年 月 日付でお申込みいただきました八王子駅北口地下自由通路広告板への広告掲載について、下記のとおり継続することに決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 広告の内容

2 掲載位置

3 掲載期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 広告掲載料

金 円

5 広告掲載料の納付

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所で納付してください。

〔広告板使用に当たっての注意事項〕

広告を掲載又は撤去するときは、駐車場管理センターにこの通知書(写し可)を提示し、鍵を借りてください。掲載期間終了後は速やかに広告を撤去し、広告板を原状回復してください。

第6号様式(第16条関係)

変更届出書

年 月 日

八王子市長 殿

申込者  
住所(所在地)

氏名(名称)

担当者名

電話番号

八王子駅北口地下自由通路広告板に掲載する広告の取扱に関する要綱第16条の規定により、広告の原稿を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 広告の内容(変更後) \_\_\_\_\_  
※募集・告知する内容が分かるように記載して下さい。

2 掲載位置

- (1) 内照透過性フィルム方式① \_\_\_\_\_ (A~D)
- (2) 内照透過性フィルム方式② \_\_\_\_\_ (E~H)
- (3) 上部照明ポスター掲示方式① \_\_\_\_\_ 番
- (4) 上部照明ポスター掲示方式② \_\_\_\_\_ 番